

電子媒体利用申請書

(記録データ：生徒用教材「社会への扉-12のクイズで学ぶ自立した消費者-」、教師用解説書「社会への扉」電子データ)

下記電子媒体の利用を申請します。なお、利用にあたっては、表記の利用方法及び裏面の利用条件に従って利用することに同意します。

申請日	平成	年	月	日	
申請者	申請者名	【団体名】			
		【担当者名】			
	住所	〒			
	電話番号				
	FAX番号				
	E-mail				
電子媒体	次の教材（以下「教材」といいます。）の電子データが記録されたCD-ROM。 ※利用申請する教材の□に「レ」を記入してください（重複可）。				
	□	生徒用教材「社会への扉 -12のクイズで学ぶ自立した消費者-」 (表紙に「高校生を中心に幅広い世代で活用できます。」記載あり)			
	□	生徒用教材「社会への扉 -12のクイズで学ぶ自立した消費者-」 (表紙に「高校生を中心に幅広い世代で活用できます。」記載なし)			
	□	教師用解説書「社会への扉」			
利用方法	<p>●印刷・配布 上記CD-ROMに記録された教材の電子データを利用して、裏面の利用条件に従い、下記部数の教材の印刷物（以下「印刷物」といいます。）を製作し、下記配布対象者に配布します。</p> <p>●注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教材（電子データを含みます。）について、印刷・製本として申請者の名称、住所及び電話番号等を追記したり、教材にふさわしい事項を追記したりするなど、消費者庁が認める範囲で改変・編集した教材（以下「編集教材」といいます。）を制作し、その電子データを利用して印刷物を製作することができるものとします。ただし、消費者庁のロゴや消費者庁が著作権者であることを明示する部分を改変・編集することはできません。 ・ 編集教材には、消費者庁の指示に従い「改変・編集者が申請者であること」を明示しなければなりません。 ・ 消費者庁から別途明示事項について指示がある場合は、指示された事項を明示しなければなりません。 ・ 編集教材の印刷物の配布前に、編集教材を紙媒体により消費者教育・地方協力課に提出して、消費者庁の確認及び書面（電子メールを含みます。）による承認を得なければなりません。なお、承認が得られない場合は配布できません。 <p>●配布場所、配布場所住所、配布対象者及び印刷部数については、別紙に御記入ください。</p>				
	●配布期間	平成	年	月	日
	～平成 年 月 日				
申請書送付先	消費者庁 消費者教育・地方協力課 消費者教育推進室 〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階 電話番号：03-3507-9149 FAX：03-3507-9259				

利用条件

- 1 教材及び電子媒体に記録された教材の電子データ（ソフトウェアを含む全てのコンテンツ）（以下「教材電子データ」といいます。）に関する著作権等の知的財産権は、全て消費者庁に帰属しています。電子媒体（教材電子データを含みます。以下同じとします。）及び印刷物の利用については、表記利用方法欄の業務行為（以下「本件業務」といいます。）に限ることとし、その他の利用・複製・改変・編集・公開・販売・送信・頒布・譲渡・貸与・利用許諾・転載等を行うことはできません。ただし、申請者は、本件業務において教材電子データの複製を必要とする場合は、その範囲内で当該複製を行うことができるものとし、当該複製物は、本件業務に限って利用できるものとしします。
- 2 電子媒体の利用料は、無償とします。
- 3 編集教材及びその電子データ（以下「編集電子データ」といいます。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）は、全て無償で消費者庁に帰属するものとし、申請者は、編集教材（編集電子データを含みます。以下同じとします。）を本件業務に限って利用できるものとしします。
- 4 申請者は、印刷物を有償で配布することはできません。
- 5 申請者は、「電子媒体」、「編集教材」、「編集教材の制作、印刷物の製作過程における全ての電子データ及び紙媒体」、「それらの複製物」及び「印刷物」を善良な管理者の注意義務をもって保管・管理しなければなりません。
- 6 消費者庁が申請者に対し、第5項に列記する電子媒体以外の保管・管理物について廃棄を指示した場合は、申請者は、速やかに指示された保管・管理物について、復元不可能な方法により、紛失、漏えいに十分注意した適切な方法で廃棄し、その旨を消費者庁消費者教育・地方協力課消費者教育推進室に書面（電子メール可）により報告しなければなりません。
- 7 申請者は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとしします。ただし、申請者は、当該第三者に申請者が電子媒体の利用に関して遵守すべき義務と同等の義務を課すとともに、当該第三者の本件業務における行為について、一切の責任を負うものとしします。なお、申請者は、法令、公序良俗や社会通念に反する法人・団体等に本件業務を委託してはなりません。
- 8 申請者は、印刷物に瑕疵がないこと（消費者庁に責任があるものは除きます。）及び編集教材の改変・編集部分について第三者の知的財産権等の権利を一切侵害していないことを保証します。
- 9 申請者は、表記利用方法欄の配布期間終了後は印刷物を配布することはできません。また、配布期間内であっても、消費者庁が教材の改訂版を発行した場合は、当該発行日以降は印刷物を配布することはできません。なお、既に配布済みの印刷物については、回収する必要はないものとしします。
- 10 印刷物の利用に関するその他の条件
印刷物は、消費者教育の授業及び各種講座、消費者教育の担い手を対象とした講義及び研修等において、消費者教育の推進を目的として利用することとします。

以上

